



- ・投稿用素材の編集加工：県が提供する動画素材（1分程度に編集済みのもの）および画像素材（ローデータ）を使用することができる。ただし、提供素材の網羅性やクオリティ、最新性について県が完全に保証するものではない。
- ・投稿計画に応じた内容をSNSアルゴリズムに最適化されるような投稿文で作成すること。なお、投稿文については、日本語で県に確認した上で、香港市場に最適化した繁体字（香港口語・表現）へ翻訳すること。なお、投稿文を最初から繁体字で作成する場合は、日本語翻訳をつけて投稿前に県に確認すること。
- ・翻訳については、固有名詞の誤りがないか、香港市場のSNSに合った翻訳となっているか必ず確認をすること（単なる日本語の直訳ではない）。
- ・必要に応じて画像や動画に翻訳した字幕の埋め込み、および世界観に合致したBGM（ASMR要素を活かす箇所は無音等）を付与すること。
- ・動画については必要に応じ、ネイティブによるナレーション挿入等の演出を提案・実施すること。

### （3）コミュニティマネジメント

- ・ユーザーからのコメントに対し広東語（口語）等コメントの言語に合わせた形を用いて迅速かつ丁寧な返信を行うこと。
- ・DM（ダイレクトメッセージ）への対応を行うこと（ただし、予約代行等の実務は含まない）。

### （4）プロモーション（広告運用）

- ・フォロワー獲得およびリーチ拡大のため、ブースト広告を運用すること。

### （5）分析・改善提案および報告

- ・2ヶ月に1回程度、配信内容の数値分析（リーチ、エンゲージメント、保存数等）を行い、次期の改善案を提案すること。
- ・履行期間終了後、速やかに総括としての実績報告書を作成・提出すること。

### （6）KPI

- ・本業務委託終了時点のアカウントフォロワー数
- ・いいね、コメント数、保存等のアクションに係るKPIを提示すること。
- ・その他エンゲージメントに係る指標を提案すること。

### （7）その他

- ・その他、秋田県の認知度向上や誘客促進に資するもので、受託者が提案する業務を実施することができる。ただし、経費は本契約額の範囲内で行うものとする。
- ・投稿内容について香港現地の視点を入れるため、別事業で県が契約する事業者に事前に投稿文を共有し、アドバイスを受けることがある。
- ・提案については4（1）～（6）までの内容を自由に提案するものとするが、参考として秋田県が考える下記のイメージのような取組みが望ましい。

#### <イメージ>

秋田県が抱える課題：圧倒的な認知不足

- ・成果指標としてフォロワー数も一定数求めるものの、インプレッション数、再生回数、いいね数などエンゲージメントに係る指標をより重視したい
- ・本当に見られる投稿を増やして、認知向上や拡散力向上に努めたい
- ・最終的には誘客促進を図りたいが、今年度は認知向上のフェーズと考えているため、投稿内容については「認知」に重きを置いた内容としたい
- ・投稿の初速段階での反応は香港在住者からのアクションとなるように、国内のアカウントをフォローしたり、国内の関連事業者からのアカウントからのフォローはなるべく避けた形で運用したい
- ・当該SNSのアルゴリズムを意識した投稿内容と運用を心がけて、SNSのガイドラインを理解した上で、Instagramであれば[発見タブ]、リールに表示されやすくし情報の拡散力を向上させたい
- ・秋田の情報を求めている人だけではなく、訪日旅行や雪、桜など日本の観光コンテンツ情報を求めている人にも表示されやすい投稿をしたい
- ・将来的にUGCの露出を増やしたいと考えているため、その仕組み作りについて継続的に会話していきたい

## 5 成果物

- ・SNS運用マニュアル（アカウント情報含む）
- ・2ヶ月ごとの分析レポート
- ・実績報告書（1部）

## 6 契約に関する条件等

### （1）報告書の提出

- ・本業務の実施状況については、2ヶ月に1回程度の報告のほか、契約期間満了時には実績報告書を提出すること。
- ・上記報告のほか、必要な場合は適宜書面にて状況を報告すること。

### （2）再委託等について

- ・受託者は本業務のすべてを第三者に再委託し、又は、請け負わせてはいけない。
- ・受託者は本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容、実施体制等を事前に書面にて提出して委託者の承認を得るものとする。

### （3）業務の履行に関する措置

- ・委託者は本業務（再委託した場合を含む）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。
- ・受託者は前記要求があったときは、当該要求に係る対応を決定し、10日以内に委託者に書面で提出しなければならない。

### （4）その他

- ・受託者は本業務（再委託をした場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。また、契約終了後

も同様とする。

- ・受託者は本業務（再委託をした場合を含む）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。
- ・この仕様書に定めのない事項については、両者協議の上、決定する。